

議案第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の170」を「100分の172.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

（職員の期末手当の特例）

- 3 令和7年4月1日から同月18日までの間に限り、第3条第3項の規定の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の170」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(職員の期末手当の特例)</u></p> <p>3 <u>令和7年4月1日から同月18日までの間に限り、第3条第3項の規定の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の170」とする。</u></p>

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の改正概要

改正内容

国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、市の特別職の期末手当の支給月数を令和6年12月期の期末手当への遡及改定は実施せず、令和7年度以降は6月期と12月期に振り分け、それぞれ1.725月とします。

ただし、令和7年4月1日から令和7年4月18日までの期間は、現行の支給月数のまま据え置くこととします。

支給月数

(月)

	令和7年度以降	
	改正後	※令和7年4月1日から令和7年4月18日の間
6月期 (国)	1.725 (1.725)	1.7 (1.725)
12月期 (国)	1.725 (1.725)	1.7 (1.725)
年間計 (国)	3.45 (3.45)	3.4 (3.45)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

法案の概要

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

改定の内容

1. 月例給の改定 【令和6年4月から改定】

①内閣総理大臣等

指定職職員に準じて、俸給月額を1.1%程度（10,000～22,000円）引上げ

②秘書官

一般の職員に準じて、俸給月額を1.0～3.0%程度（4,700～9,300円）引上げ

③二千二十五年日本国際博覧会政府代表及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員

指定職職員に準じて、俸給月額を1.1%程度（13,000円）引上げ

2. 特別給（ボーナス）の改定 【令和6年12月期から改定】

指定職職員に準じて改定

年間3.40月分 → 3.45月分（0.05月分引上げ）

（注1）二千二十五年日本国際博覧会政府代表及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の特別給は、内閣総理大臣等に同じ。

（注2）秘書官の特別給は、法律上、「一般職の職員の例による」とされているため、法改正を要しない。

施行期日等

法律の公布の日（一部の規定は令和7年4月1日※）

※ 管理職員特別勤務手当の改定に伴う内閣総理大臣秘書官の俸給月額の限度額の引上げ及び内閣総理大臣等の特別給の6月期と12月期の支給月数の平準化。

※ 国会議員から任命された内閣総理大臣等の月例給及び特別給（ボーナス）は、現下の諸情勢に鑑み、当分の間、据え置くこととする。